

みつけイングリッシュガーデンにおける移動式販売車による臨時的な飲食物等の販売事業に関する申請要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みつけイングリッシュガーデンにおいて、公園利用者の利便性を向上させ、公園の利用促進・魅力向上を図ることを目的とする移動式販売車による臨時的な飲食物等販売事業の申請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象公園、対象場所)

第2条 販売事業を許可する公園は、みつけイングリッシュガーデン内の見附市で定める範囲（別記様式第3号）とし、公園管理上支障がないとして市が定めた場所とする。

(事業実施可能時間)

第3条 販売事業時間は原則として準備及び撤収に係る時間も含め、9時から17時までとする。

(販売事業品目)

第4条 販売事業品目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく営業許可の範囲内であるもの
- (2) 移動式販売車による調理・営業・販売業として保健所の許可を得ているもの
- (3) 持ち歩きが可能なこぼれにくい容器、包装が可能な飲食物
- (4) 複数の道具を用いなくて飲食可能な飲食物

(申請要件)

第5条 申請要件は次の各号のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる行動を

行う団体の代表者、その構成員及びそれらの協力者でないこと。

- (3) 飲食物を販売する場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理・製造・販売）を有するもの

(許可条件)

第6条 その他事業実施に当たっての許可条件等は次の各号のとおりとする。

- (1) 許可決定後、事業実施許可に関する権利を他人に譲渡又は委託しないこと。
- (2) やむを得ず休業、休止若しくは中止する場合、又は事業実施時間が短くなる場合は、事前にメール等で市へ連絡すること。
- (3) 公園内の車両乗り入れは、指定された場所のみとすること。
- (4) 販売品目が公園施設や管理に影響を及ぼす場合は、許可できない場合がある。
- (5) 事業実施に際し、公園内の電気設備、排水設備は使用しないこと。必要な場合は、事業者が用意すること。
- (6) 火気を使用する場合は、消火器を準備し、防火対策を行うこと。
- (7) 事業実施時には、店頭で許可証を掲示すること。
- (8) 移動式販売車の直近の見やすい場所にごみ箱を設置し、ゴミは分別等行い適切に処分すること。
- (9) 移動販売車及びその周辺は常に清掃や整理整頓を行い、公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。
- (10) 公園管理者が清掃時に回収したゴミについて、ゴミを発生させた事業者が特定できた場合は事業者で処分すること。
- (11) 事業実施中にBGM等は使用しないこと。
- (12) 公園利用者に対する呼び込み等の迷惑行為は行わないこと。
- (13) 販売業務により生じた液体又は固体は、公園内に廃棄せず、持ち帰り適正な処分すること。
- (14) 販売終了後は設置前と同じ状況へ戻すこと。
- (15) 公園施設を汚損させないように留意し、汚損させた場合は、事業者負担において原状回復を行うこと。

- (16) 販売による事故、苦情又はトラブルは事業者の責任で解決すること。  
また、その内容は速やかに報告し、7日以内に内容の詳細を任意の書面で提出すること。
- (17) 異常な天候や災害、疫病の流行により、公園の管理上特に必要がある場合は、使用許可条件を変更又は使用許可を取り消す場合がある。その取消しにより事業者に損失が生じても、市は一切の補償はしない。また、事業者は市に対し一切の損害賠償請求は行わないこと。
- (18) 無断休業、休止又は中止等の不適切行為を行った場合は、使用許可の取消しを行い、次回からの許可を認めない場合がある。
- (19) 事業実施中に本要領の規定を満たさない等により許可を取り消すことがある。その取消しにより事業者に損失が生じても、市は一切の補償はしない。また、事業者は市に対し一切の損害賠償請求は行わないこと。
- (20) 市が利用者からの意見や売上げ情報等のアンケート調査を実施する場合は、アンケート調査に協力すること。
- (21) 疫病の感染状況によっては、マスク着用等の感染症対策を実施し、消毒液を設置する等の衛生管理を徹底すること。
- (22) 許可内容と関係ない広告・宣伝は行わないこと。
- (23) 芝生等の植生の上で事業実施する場合は、芝生等の植生を保護すること。
- (24) 見附市が提供する食べ歩きに関する注意喚起文書を掲示すること。
- (25) 演説、募金活動、事業と関係のない紙面の配布及び物品販売は行わないこと。
- (26) 事業実施場所について、複数の事業者から応募があった場合は、見附市の定める優先順位で選定することに対し、意義しないこと。
- (27) 公園管理者の指示に速やかに応じることができること。
- (28) 本要領に定めるもののほか、関連法令及び園内ルールを遵守すること。
- (29) その他不明な点については、市担当者と協議すること。

(使用料)

第7条 使用料として次の各号のとおりとする。

- (1) 3 m×5 mの範囲を1口とし、1口 500円/日(税込)
- (2) 水道水を使用する際は、事前に予定水道量を申告し、申告に基づく水道使用料を市へ支払うものとする。
- (3) 使用料は原則還付しないものとする。ただし、許可を受けた者の責めに帰することができない理由がある場合は、その使用料の全部又は一部を免除または還付する場合がある。

(申請方法)

第8条 申請は見附市都市公園条例(平成6年見附市条例第2号)第8条第1項の規定による都市公園制限行為の許可申請書の提出をするものとし、次に掲げるものを添付すること。

- (1) 販売品目に応じた食品衛生法に基づく営業許可証の写し
- (2) 食品衛生責任者の証明書の写し
- (3) 火気を取り扱う場合は消火器設置状況が分かる写真
- (4) 事業イメージができる販売車写真
- (5) 移動式販売車による事業者登録(更新)申込書兼同意書(別記第1号様式)
- (6) 車検証
- (7) 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書(別記第2号様式)
- (8) 見附市で定める図面(別記第3号様式)のうち使用の希望をする場所を明示した図面
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 申請受付は、事業実施予定日の1月前から事業実施予定日の2週間前までとし、該当日が土日祝日の場合は、その前の開庁日までに申請をすること。

3 同条第1項の申請に基づく許可を受けたものは、許可を受けた事項を変更するときは、速やかに見附市に申出を行い、休日を含まない7日以内に、改めて都市公園制限行為の許可申請を行うこと。

(販売実績報告)

第9条 許可期間の終了後7日以内に市へ販売数量及び売上額を市へ報告すること。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年8月20日から施行する。